

令和5年7月13日

令和5年度 第1回加須市医療連携推進会議

健康医療部（健康医療推進課）

加須市医療連携推進会議設置要綱

(設置)

第1条 中核病院である埼玉県済生会加須病院と市内医療機関が緊密に連携し、加須市における医療提供体制の強化や埼玉県済生会加須病院を中心とした健康医療サービス等を検討していくため、加須市医療連携推進会議（以下「医療連携推進会議」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 医療連携推進会議は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 中核病院とかかりつけ医の役割分担
- (2) 健康医療サービスの検討
- (3) その他医療連携の推進に必要なこと

(組織)

第3条 医療連携推進会議は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、及び任命する。

- (1) 加須医師会から選出された者
- (2) 加須市薬剤師会から選出された者
- (3) 市の職員
- (4) 市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 医療連携推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、医療連携推進会議の事務を総理し、医療連携推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 医療連携推進会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 医療連携推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 医療連携推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 医療連携推進会議は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 医療連携推進会議の庶務は、健康医療部健康医療推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、医療連携推進会議の運営に関し必要な事項は議長が別で定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月11日から施行する。